

第2期陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間の延長について

○ 計画延長の趣旨

本市の現総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、「陸前高田市まちづくり総合計画」と連携を図りながら、陸前高田市に暮らす全ての人々がそれぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを築いていくために、令和2年度から令和6年度を計画期間として策定したものです。

今般、国の「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、令和6年12月に地方創生2.0の「基本的な考え方」である「安心して働き、暮らせる地方生活環境の創生」をはじめとした5本柱を示し、令和7年夏までに今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとしております。

また、令和6年9月に本市が脱炭素先行地域に選定され、今後、脱炭素に向けた取り組みが本格的にスタートしていきます。

これら国の動向や、脱炭素への取り組み等を踏まえた総合戦略の改訂を行う必要があることから、現総合戦略の計画期間を最大1年延長をするものです。